

令和三年四月二十六日提出
質問第一一一号

令和三年四月の医療提供体制に関する質問主意書

提出者 岡本充功

令和三年四月の医療提供体制に関する質問主意書

必要な医療が提供できていないとの報道がなされている。そこで医療提供体制を問う。なお人数については指定をするが自治体ごとの集計方式や集計の時間が異なることは承知しているため、それぞれの自治体が区切りとしている時間での人数でかまわない。また、人数について、全国及び緊急事態宣言が発出、ないしは、まん延防止等重点措置が適用された都道府県ごとに政府が把握をするところについて答弁を求める。

一 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下において同じ。）の感染が確認された者で、宿泊療養施設や医療機関さらには自宅で療養など療養場所の決定がなされず、療養場所の決定を待っている者は何人か。最新の数値を求めらる。

二 新型コロナウイルス感染症の感染が確認された者で医療機関以外の場所で死亡した者は令和三年四月一日以降何人か。またそのうち自宅で死亡した者、宿泊療養施設で死亡した者はそれぞれ何人か。都道府県ごとに答弁を求める。

三 死亡確認後に新型コロナウイルス感染症に感染していることが確定した者は令和三年三月一日から三十一日まで及び四月一日以降はそれぞれ何人であるか都道府県ごとに答弁を求める。またその方々はどのような場所で症状を訴えはじめ、死亡するにいたったのか答弁を求める。

四 死亡後に新型コロナウイルス感染症の感染が確認されたり、感染が確認されても医療機関などの療養場所が提供できないこと、さらには感染症状が悪化しても医療機関に入院することなく死亡されたりする方がいることに政府として責任を感じるか答弁を求める。

右質問する。